

# 福井県建築物耐震改修促進計画 (概要版)

|              |    |
|--------------|----|
| 平成 18 年 12 月 | 策定 |
| 平成 24 年 3 月  | 改定 |
| 平成 28 年 3 月  | 改定 |
| 令和 3 年 3 月   | 改定 |
| 令和 年 月       | 改定 |

福 井 県



# 福井県建築物耐震改修促進計画

## 目 次

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| はじめに                               |      |
| (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性                 | .. 1 |
| (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正         | .. 1 |
| (3) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け          | .. 2 |
| (4) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定            | .. 2 |
| 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定    | .. 3 |
| 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策     | .. 4 |
| 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及 | .. 5 |
| 第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項    | .. 6 |
| 第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項     | .. 7 |

## はじめに

### (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、全体で 6,434 人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和 56 年以前に建築されたものであり、昭和 56 年 6 月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震や平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震などの大規模な地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成 17 年 9 月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

### (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成 7 年 10 月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成 17 年には、これまで地震発生のおおきい空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成 17 年 11 月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成 18 年 1 月から施行されました。この改正により、国土交通大臣には「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）」の策定が、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成 25 年 5 月、耐震化をより促進するため耐震改修促進法の改正が行われ、平成 25 年 11 月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

### (3)「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「福井県建築物耐震改修促進計画」(以下「本計画」という。)は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法第5条の規定に基づき、県内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために策定しました。

また、本県では災害対策基本法第40条の規定に基づき福井県防災会議が作成した「福井県地域防災計画」の「震災対策編・福井県震災対策計画」(以下「県震災対策計画」という。)において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として本計画に基づく建築物の耐震化の対策を定めています。

本計画は、その対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

### (4)「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定

平成18年度に平成27年度までの10年間を計画期間とし計画を策定して以降、耐震改修促進法の改正や建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成23年度に中間見直しを行いました。

平成27年度および令和2年度には、計画期間を5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んできました。

耐震化率の向上等、取組の成果が出ているものの、今後も大規模地震に対する県民の安全・安心の確保に努めていく必要があること、また、国基本方針において、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標として示されていることから、計画を改定し、計画期間を令和17年度まで10年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んでいくこととします。

## 第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ

### ●大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

○福井平野東縁断層帯地震（マグニチュード7.6）が発生した場合に想定される被害の状況

死者数…1,468人、地震動による木造住宅の全壊数…26,959棟

⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要

### ●耐震化の現状と目標設定

○住 宅

…令和12年：91%（中間目標）

…令和17年：概ね解消

【建築物の用途・分類毎の耐震化率の目標】

| 建築物の用途 | 平成17年 | 平成27年 | 現 状<br>令和7年 | 目標（中間）<br>令和12年 | 目 標<br>令和17年 |
|--------|-------|-------|-------------|-----------------|--------------|
| 住 宅    | 72.6% | 80.1% | 86.8%       | 91%             | 概ね解消         |
| 特定建築物  | 75.8% | 89.2% | 93.9%       |                 |              |

【県有施設の耐震化率の状況】

| 建築物の分類          | 現 状   |       |       |        |        |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|
|                 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年   | 令和7年   |
| 災害時の拠点となる建築物    | 76.7% | 85.8% | 94.2% | 100.0% | 100.0% |
| 不特定多数の者が利用する建築物 | 92.9% | 91.7% | 91.7% | 100.0% | 100.0% |
| 特定多数の者が利用する建築物  | 50.1% | 55.1% | 75.3% | 83.0%  | 100.0% |
| その他の主要施設        | 91.1% | 93.5% | 93.5% | 96.3%  | 97.4%  |
| 合計              | 75.3% | 81.4% | 90.2% | 96.2%  | 99.5%  |

## 第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策のまとめ

### ●耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 県は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を市町と連携し整備

### ●耐震診断および耐震改修の促進を図るための主な支援策

| 区分    | 支援制度の名称             | 支援制度の概要                 | 制度主体 |
|-------|---------------------|-------------------------|------|
| 住宅    | 木造住宅耐震化促進事業         | 木造住宅の耐震診断、補強プラン、耐震改修の支援 | 県    |
|       | 県産材を活用したふくいの住まい支援事業 | 県産材を活用した木造住宅の建替の支援      | 県    |
|       | 伝統的民家普及促進事業         | 伝統的民家の改修・建替の支援          | 県    |
| 特定建築物 | 住宅・建築物安全ストック形成事業    | 特定建築物等の耐震診断・改修の支援       | 国    |
|       | 公立学校施設整備費地震補強事業     | 公立小中学校の耐震診断・改修の支援       | 国    |
|       | 私立高等学校教育施設整備事業      | 私立高等学校の耐震改修の支援          | 国    |
|       | 私立学校耐震化促進事業         | 私立小中高の耐震診断・補強プラン等の支援    | 国    |
|       | 私立幼稚園施設整備費補助金       | 幼稚園の耐震改修の支援             | 国    |
|       | 社会福祉施設整備事業          | 社会福祉施設の耐震改修等の支援         | 国    |
|       | 医療提供体制施設整備交付金       | 災害拠点病院等の耐震改修等の支援        | 国    |
|       | 就学前教育・保育施設整備交付金     | 保育所等の耐震改修等の支援           | 国    |
|       | 住宅・建築物防災力緊急促進事業     | 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化      | 国    |

### ●地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

- 県は耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する道路（国道8号、27号、161号、高速道路）を指定し、当該道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し耐震診断結果の報告を義務付け耐震化の促進を図る。

### ●安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 福井県木造住宅耐震診断士の確保
- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備
- 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備
  - ・耐震診断と補強プランの一体的支援
  - ・耐震改修基準の見直し（構造評点1.0→0.7）
  - ・部分耐震改修や耐震シェルターへの支援
  - ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
  - ・さまざまな耐震改修工法の活用
  - ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
  - ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
- 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

### ●地震時の総合的な安全対策

- 建築物に係る二次的被害発生防止への対応
  - ・窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落等
  - ・エレベーターの地震時の閉じ込め、建築設備の耐震対策
  - ・屋根瓦の落下や家具等の転倒被害防止方法等、二次被害防止対策の普及啓発
- ブロック塀等の安全対策の推進
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備
- 地震に伴う宅地被害の軽減対策
- 新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証の周知

### 第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

#### 啓発および知識の普及のまとめ

##### ●ハザードマップの作成・公表

○市町は、想定される大規模地震が発生した場合の揺れやすさ（震度分布）に関する地震防災マップを作成

○県は市町が作成した地震防災マップ一覧をホームページで公表

##### ●相談体制の整備・情報の充実

○県の各土木事務所、建築関係団体および市町の窓口で、耐震診断および耐震改修に関する相談に対応

##### ●広報資機材等の作成とその活用

○県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、各種広報資機材等を作成・配布し、県民に対する情報提供を実施

##### 広報資機材等一覧

| 名 称              | 内 容        | 対 象               |
|------------------|------------|-------------------|
| 普及啓発チラシ          | 木造住宅耐震化の周知 | 一般県民<br>耐震診断を受けた方 |
| 耐震改修工事中の<br>のぼり旗 | 改修工事現場で PR | 近隣住民<br>通行者       |
| 耐震診断・改修啓発<br>パネル | 耐震化の流れを説明  | 来庁者<br>イベント参加者    |
| 教育教材模型           | 耐震構造を体験学習  | 子どもを含む<br>一般県民    |
| 広報動画             | 動画で耐震化を啓発  | 広く県民全体            |

##### ●リフォームにあわせた耐震改修の誘導

○県の各土木事務所および建築関係団体でのリフォーム相談時を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を啓発

○リフォーム時に耐震改修工事を働きかけるよう建築関係団体と協定を締結

##### ●市町の住民啓発活動の支援

○市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど住民に対する意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援

##### ●耐震出張説明の実施

○市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を実施

##### ●耐震改修に対する税の特例措置の周知

##### ●売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

##### ●事業所の耐震診断・耐震改修の促進

##### ●地震保険の活用

##### ●木造住宅耐震改修現場見学会の実施

##### ●耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

## 第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項のまとめ

### ●所管行政庁の連携した指導等の実施

- 建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分であるすべての特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施
- 県と福井市の連携した指導等の実施
- 優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対して個別訪問指導や耐震改修促進法に基づく指導助言を実施

#### 指導等の概要と根拠法令

| 段 階 | 区 分      | 概 要                                                                                                                  | 根拠法令          |
|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1   | 指 導<br>言 | 所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言                                                              | 耐震改修<br>促 進 法 |
| 2   | 指 示      | 相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示                                                    |               |
| 3   | 公 表      | 相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表                                                                        |               |
| 4   | 勸 告      | 相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告                        | 建 築<br>基 準 法  |
| 5   | 命 令      | 相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令<br>ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令 |               |

### ●優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

- 地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、優先的に指導すべき特定建築物を選定

#### 優先的に指導等を実施すべき特定建築物

| 優先順位 | 特定建築物の概要                                               |
|------|--------------------------------------------------------|
| 1    | 県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物           |
| 2    | 百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物               |
| 3    | 県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物 |

### ●改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

- 要安全確認計画記載建築物について耐震診断の実施と結果の報告を義務化し、所管行政庁は診断結果内容の公表

## 第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

### ●市町が定める耐震改修促進計画の見直し

○市町は耐震改修促進計画を見直しする際は、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ見直す

### ●関係団体との連携

○県および市町は、今後も関係団体と連携し、木造住宅の耐震化を促進

### ●計画の検証

○県および市町は、適宜フォローアップを行い着実に建築物の耐震化を進める

## **福井県土木部建築住宅課**

(平成18年12月21日策定)

(平成24年 3月30日改定)

(平成28年 3月30日改定)

(令和 3年 3月31日改定)

(令和 年 月 日改定)

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0506

FAX 0776-20-0693

E-mail kenjyu@pref.fukui.lg.jp

URL <http://www.pref.fukui.jp/doc/kenchikujyutakuka/index.html>



健康長寿な福井です。